

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	大 橋	一 隆
同	土 岐	恭 生

## 住民監査請求について（通知）

令和 8 年 1 月 30 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について、同条第 5 項の規定により監査を実施しましたので、次のとおり通知します。

### 記

## 第 1 請求の受付

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。なお、事実証明書の内容は省略した。

### 1 請求の要旨及び理由

大阪市（経済戦略局）が、指定管理者による管理を行っている天王寺スポーツセンター・真田山プール（以下「本件施設」という。）は、令和 7 年 10 月から令和 8 年 3 月にかけて、施設改修等の工事に伴い休館となる。同工事については令和 7 年 2 月 28 日付けで契約が締結されている。

しかしながら、令和 7 年 4 月 1 日付けで大阪市と指定管理者との間で締結された本件施設に係る管理運営業務年度協定書（令和 7 年度）（以下「本件年度協定書」という。）第 4 条によれば、令和 7 年 7 月、同年 10 月、令和 8 年 1 月にそれぞれ業務代行料が支払われるとされているところ、令和 7 年 10 月及び令和 8 年 1 月の支払金額について、休館前の令和 7 年 7 月の支払金額と同額の金額が支払われることとされている。これは違法行為である。

また、請求人が経済戦略局スポーツ課に対し、休館期間中（半年間）に指定管理者に支払われる業務代行料の返還に関する資料を求めたところ、「協議のうえ精算する」旨の回答を受けた。さらに、本件年度協定書第 11 条には指定管理者から提出された休館の影響額を基に大阪市及び指定管理者が協議の上決定し、精算する旨が規定されている。

しかしながら、請求人はこれまで同課に対し、本件施設の休館中に係る業務代行料の返還に係る資料の提示を要求しているものの、令和 8 年 2 月現在に至っても、上記「協議」をした旨の資料は示されず、「協議」をしたという説明もない。

そこで、同課職員と指定管理者が共同で上記休館中に係る業務代行料相当額（令和7年10月及び令和8年1月支払分）を返還することを求める。

## 2 請求の受理

本件請求は、大阪市が指定管理者による管理を行っている本件施設について、指定管理者に対し、施設が稼働していない全館休館の期間中も含めて通常開館時と同額の業務代行料を支出することとされていること、また、休館期間中の業務代行料について、指定管理者と協議の上精算する旨が協定上定められているにもかかわらず、本件請求時点においてもその協議等が行われた形跡がないこと等を理由に、休館期間中に係る業務代行料の支出が違法又は不当であるとし、大阪市に同業務代行料相当額の損害が生じているとしてなされたものと解されることから、地方自治法第242条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項等

#### (1) 対象事項

本件施設に係る指定管理者制度に基づく業務代行料の支出に関し、違法・不当な点があるかについて、大阪市監査委員監査基準に準拠して住民監査請求監査を実施した。

#### (2) 対象所属

経済戦略局

### 2 監査の実施場所及び日程

#### (1) 実施場所

行政委員会事務局執務室等

#### (2) 実施日程

令和8年2月12日（木）から3月26日（木）まで

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から令和8年2月18日付けで請求内容に関する陳述があった。その主な発言の内容は、次のとおりである。

#### 【今回の請求の概要について】

- ・ 2年前の住民監査に続き、職員による背任行為が平然と行われている。
- ・ 年度協定書の第11条では、工事による休館に係る業務代行料を返金しなければならないとはっきりと書かれているのに、やってない。同条によると、影響額については本来は業者が提出すべき書類であるが、業者が出さなければ経済戦略局が出すように要求すべき

だ。しかし、未だに書類がない。今まで年度協定書第 11 条に基づく手続きをしていないのだから、結果として書類がないのであって、それを分かっているなら犯罪だ。事業計画書のチェックや進行状況の確認も行われていない。

- ・ 今回の住民監査請求は、職員の処分が必要で、関わった職員は支払った業務代行料を弁済すべきだ。また、経済戦略局の職員を全員入れ替えるぐらいの改革が必要だ。

#### 4 対象所属の陳述（23 ページ以降に詳述）

令和 8 年 2 月 26 日に、監査委員が、次の職員より陳述を聴取した。

- ・ 経済戦略局理事ほか経済戦略局職員

#### 5 対象所属に対する調査（26 ページ以降に詳述）

行政委員会事務局職員が、経済戦略局職員に対して、次のとおり調査を行った。

- ・ 令和 8 年 2 月 13 日、2 月 26 日、3 月 2 日、3 月 3 日に質問を実施。

#### 6 関係人に対する調査（28 ページ以降に詳述）

行政委員会事務局職員が、次のとおり関係人に対する調査を行った。

- ・ 大阪市全体における指定管理者制度の設計、運営等を所管している契約管財局を関係人とし、同局職員に対して、令和 8 年 2 月 24 日に質問を実施。

### 第 3 監査の結果

#### 1 本件請求に係る事実関係

##### （1）前提となる法令・基準・事務マニュアル等

##### ア 指定管理者制度について

##### （ア）指定管理者制度の概要について

契約管財局作成の「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」は、本市が設置する公の施設に係る指定管理者制度の導入及び運用にあたって想定される事務処理についての考え方及び標準的な取扱いを示すものである。なお、実際の運用にあたっては、個別の施設の設置（政策）目的や特性等を考慮し、詳細な検討を行う必要がある。

以下、上記ガイドラインに記載された指定管理者制度に係る事項の中から、本件に関連する事項を抜粋の上で、同制度の概要を示す。

##### A 制度導入の経緯

平成 15 年 6 月の地方自治法の改正により、公の施設の管理について、地方公共団体が指定する指定管理者に管理を代行させる指定管理者制度が導入された。

（地方自治法第 244 条の 2）

この制度は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを目的として導入されたものである。

指定管理者制度は、公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、指定管理者は、行政処分に該当する使用許可も行うことができることとなる。

また、指定管理者の範囲についても特段の制約を設けず、出資団体に限られない民間事業者等も議会における指定の議決を経て指定管理者となることができる。

#### B 施設設置条例の制定

指定管理者に公の施設の管理運営を行わせる場合、指定管理者の指定の手続など、必要な事項を施設の設置条例で定める。

#### C 料金制度

有料の公の施設においては、施設の利用に係る料金を指定管理者の収入とする、いわゆる「利用料金制」（地方自治法第244条の2第8項）を導入することができる。

利用料金制を導入した施設では、利用料金を条例の定めるところにより指定管理者があらかじめ本市の承認を受けて定めることができる（地方自治法第244条の2第9項）こととなり、ニーズに応じた弾力的な料金設定や多様なサービスの提供が可能となる。

また、利用料金制では、利用者から徴収する料金が直接指定管理者の収入となるため、指定管理者のインセンティブとなりやすく、自主的な経営努力が期待できるとともに、本市や指定管理者の会計業務の効率化も図ることが可能となる。

#### D 指定期間

指定期間については、施設の設置目的及び特性を十分に考慮したうえで、利用者サービスの向上や、事業者の経営の安定化・効率化が見込める期間を設定するものとし、5年間を原則とする。

#### E 募集単位

募集は、一施設ごとに行うことを基本とする。

ただし、同種の複数の施設の管理運営をまとめて委ねることにより施設の効用や管理効率が高まり、さらなる市費の縮減効果や一層の市民サービスの向上につながるが見込まれる場合など、特別の事由があるときは、複数の施設をまとめて一つの募集単位とすることができる。この場合、募集単位の設定に当たっては、競争性が損なわれないよう、適切な募集単位の規模や一体管理を担える事業者等の有無等について十分な調査・検討を行うこと。

なお、このような取扱いとする場合でも、施設所管所属間での連携を密にし、施設の効用等が最大限になるよう、指定管理者に行わせる業務の範囲や基本的な業務水準等について詳細に設定しなければならない。

#### F 目的事業と自主事業

#### (A) 目的事業

所管所属は指定管理者に、施設の設置条例において定める施設の目的達成のための事業や当該公の施設を活用して本市の施策目的を実現するための事業（以下「目的事業」という）を実施させなければならない。

#### (B) 自主事業

所管所属は、施設の目的事業のほか、施設の設置目的等に沿って管理業務の効果的な実施に影響を与えない範囲内において本市の承認の下で指定管理者が自主的に行う事業（以下「自主事業」という）の提案を受けることができる。指定管理者より提案を受け承認した自主事業については、その内容を協定書に反映し、事業の確実な実施を図るものとする。

自主事業は、本市の要求する業務水準や（A）の施設の目的事業以外に、申請団体又は指定管理者が施設の設置目的等の達成に寄与する事業を、自らのノウハウを活用して実施することができる性質のものであるため、有意な提案を積極的に受け入れていく姿勢が必要となる。なお、提案を受ける際には、本来目的事業として実施すべき事業が自主事業としての提案となっていないか、目的事業及び自主事業の内容について精査する必要がある。

#### G 業務代行料の算定・積算

施設の管理運営のための費用として、あらかじめ必要と考えられる費用総額や得られる利用料金総額を算定または積算しておく必要がある。

業務代行料の支出が発生する場合、その上限額の設定について、公募する前に、財政局と協議しなければならない。

業務代行料は、指定期間中の賃金水準の変動や物価変動についても見込んでいく旨明記すること。

なお、利用料金制を導入し、その収入のみで施設の管理運営に要する費用の全てを賄う施設以外については、原則として業務代行料を支出することとなるが、指定期間が複数年度にわたる場合には、協定書において、指定期間中の業務代行料の総額を記載し、必ず、債務負担行為を設定すること。

#### H 協定書の作成

指定管理者は、議会における指定の議決を経て、行政処分である「指定」を受けた法人等である。「指定」の内容（対象施設や指定期間）だけでは、指定管理者が業務を行うにあたっての必要な事項（業務代行料の額、業務の実施方法・内容等）が示されていないため、「協定」を締結し、具体的な実施業務の細目を定めることとなる。

協定の内容は指定管理者が行う業務内容（業務委託契約における契約内容に相当）となる。

協定書には「基本協定書」と「年度協定書」がある。基本協定書は指定期間を通じたもの、年度協定書は年度ごとに結ぶものをさす。

また、協定書は、使用料施設であるか、利用料金施設であるかなど、施設の特性によって標準協定書例を設けているが、標準例の内容を変更する場合は、法的リスク審査が必要となる。

<協定書の標準例>（※令和6年4月1日を始期とするもの）

以下、契約管財局が示している「基本協定書」及び「年度協定書」の標準例のうち、本件事案に関わる規定の部分を抜粋する（後述のとおり、本件施設のあてはまる「≪利用料金施設・業務代行料有り≫」の例を示すものである。）。

(A) 基本協定書標準例（抜粋）

（当該業務の範囲）

第3条 当該業務の範囲は、次のとおりとする。

≪目的事業≫

略

≪自主事業≫

略

2 指定管理者は、毎年度市が指定する期日までに、次年度の事業計画書及び収支計画書を作成し提出しなければならない。

3 大阪市は提出された事業計画書をもとに、指定管理者と協議のうえ年度協定に当該業務細目について定めるものとする。

4-6 略

（業務代行料の支払い）

第25条 大阪市は、年度ごとに、その年度の当該業務に係る業務代行料を指定管理者に支払うものとする。

2 大阪市は、指定管理者からの書面による請求に基づき業務代行料を支払うものとする。

3 業務代行料の金額及び支払時期については、年度協定で定める。

（利用料金等）

第26条 ○○○○【施設名称】（付属設備を含む。）に係る利用料金は、○○条例及び○○規則に定める範囲内で大阪市の承認を得て指定管理者が定める額とし、指定管理者の収入とする。

2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、その実施する事業等に係る参加料等を利用者から徴収し、指定管理者の収入とすることができる。当該参加料等の額は、大阪市の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

(B) 年度協定書標準例（抜粋）

（業務代行料の支払い）

第2条 業務代行料の金額及び支払時期は、次のとおりとする。

(1) 金額 〇〇〇〇

(2) 支払時期 〇〇〇〇

2 大阪市は、前項の業務代行料について、指定管理者の請求に基づき支払うものとする。

#### I 指定及び協定の締結

指定管理者の指定に係る議案について、議会の議決を経た場合、所管所属は、指定管理者となる団体に指定管理者に指定する旨通知し、公告しなければならない。

指定管理予定者が選定されたのち、所管所属は、指定管理予定者と協議し、管理の細目的事項について定めるため、議会の議決を経る前に仮協定を締結することとする。指定管理者に指定通知した時点で、指定管理者と本協定を締結することとする。

#### J 指定管理者の地位・権限

指定により公の施設の管理権限の委任を受けた指定管理者は、本市に代わり当該公の施設の事務を行う機関であることから、本市のパートナーとして公共の一翼を担い、地域全体の公益に資することが求められる。

本市においては、指定管理者との間で施設の管理運営に関する「協定書」を取り交わしており、指定管理者は協定書（仕様書等を含む）に則って具体的な業務を実施することとなる。

#### K 大阪市の責任

指定管理者制度を導入した場合、施設の設置者である本市は、施設管理権限の行使自体は行わず、指定管理者の施設管理権限の行使について、設置者としての責任を果たす立場から適宜点検・確認等を行い、必要に応じて指導・監督・協議等を行うこととなる。

この際、所管所属として留意すべき点としては、制度の導入によって施設の管理運営に関する業務を指定管理者に委ねることが、施設設置者としての責任を減少させるものではないということである。

「普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる」（地方自治法第 244 条の 2 第 10 項）とされているとおり、指定管理者制度が適用されている施設においても、本市は施設の設置者として必要に応じた監督を行うことができ、特に利用者の安全確保については、本市や職員の管理責任を問われるケースも生じ得ることから、安易に事業者（指定管理者又は指定管理者から委託を受けた事業者）に任せ切りにすることなく、日頃から事故等の発生を防ぐため特段の注意を払っておく必要がある。

## L 会計独立の原則

所管所属は、指定管理者に指定管理業務に係る会計（記録、帳票等の作成を含む。）について、指定管理者の他の事業等に係るものと区別し管理させなければならない。

## (イ) 関係法令等について

以下、指定管理者制度に関する法令等の規定を示す。

### A 地方自治法第244条（公の施設）

本条は、公の施設の意義及びその基本的な利用関係に関する規定である。

「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために普通地方公共団体が設ける施設のことであり、公の施設の成立要件としては、以下の全てを満たすものである。

- ① 住民の利用に供するためのものであること
- ② 当該地方公共団体の住民の利用に供するためのものであること
- ③ 住民の福祉を増進する目的をもって設けるものであること
- ④ 地方公共団体が設けるものであること
- ⑤ 施設であること

### B 地方自治法第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）

本条は、公の施設の設置、管理及び廃止に関して定める規定である。

- ・ 第1項において、「法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、設置及びその管理に関する事項は、条例で定めなければならない」と規定されている。
- ・ 第3項において、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（指定管理者）に、当該公の施設の管理を行わせることができる」と規定されている。
- ・ 第8項において、「普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる」と規定されている。

また、第9項において、「前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない」と規定されている。

### C 大阪市立体育館条例（スポーツセンター関係）

本条例は、大阪市が設置する体育館につき、その設置や管理に関する事項を定める条例である。以下、本件に関連する部分を抜粋する。

(設置)

第1条 本市に体育館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大阪市立天王寺スポーツセンター	大阪市天王寺区真田山町

(利用料金)

第9条 市長は、指定管理者に施設及びその附属設備の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 施設及びその附属設備を使用しようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、別表に掲げる金額（施設の附属設備については、市規則で定める種別に応じて市規則で定める金額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

4 次に掲げる利用料金は、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を得て定める。

(1) 施設を使用して行う競技大会等に係る準備のための使用その他特殊な使用で別表の基準により難いと認めるときの利用料金

(2) 使用時間を経過して施設を使用したときの利用料金

5 市長は、前2項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。

6—8 略

(管理の代行)

第10条 体育館の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するものに行わせる。

#### D 大阪市立プール条例（プール関係）

本条例は、大阪市が設置するプールにつき、その設置や管理に関する事項を定める条例である。以下、本件に関連する部分を抜粋する。

(設置)

第1条 本市にプールを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大阪市立真田山プール	大阪市天王寺区真田山町

(利用料金)

第8条 市長は、指定管理者に施設及びその附属設備の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 施設及びその附属設備を使用しようとする者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、別表第2に掲げる金額（施設の附属設備については、市規則で定める種別に応じて市規則で定める金額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

4 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。

5—7 略

（管理の代行）

第9条 プールの管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて市長が指定するものに行わせる。

## （2）本件請求に係る具体的事実関係

### ア 本件施設について

- ・ ホームページ等によると、本件施設の施設詳細は以下のとおり。

名称	大阪市立天王寺スポーツセンター・大阪市立真田山プール	
所在地	大阪市天王寺区真田山町5番109号真田山公園内	
営業時間	9時～21時	
利用時間	スポーツセンター	9時～21時
	プール	(屋外50mプール) 9時～16時30分 (屋内25mプール・トレーニング場) 9時～20時30分
内容	スポーツセンター	第1体育場・第2体育場 多目的室
	プール	屋外50mプール（プールは夏季のみ。冬季はスケート場。） 屋内25mプール トレーニング場、更衣室
休館日	月曜日（休日の場合は翌日が休館） 年末年始（12月28日～1月4日） ※施設点検などのため臨時休館することもある。	

	※屋外プールは6月～9月中旬の間のみ営業（なお、12月～3月上旬はアイススケート場として営業）
建築年	平成10年3月

- ・ 本件施設については、前掲の各条例に規定されているとおり、「利用料金制」が導入されている。
- ・ 本件施設の指定管理に係る指定期間は5年である。
- ・ 本件施設はほか3施設とまとめた管理となっている。
- ・ 本件施設は、令和7年10月1日（水）から令和8年3月31日（火）までの間、全館休館となっている（本件施設のホームページより）。

## イ 本件施設に関する各協定書について

### (ア) 基本協定書（令和6年度～令和10年度分）（以下「本件基本協定書」という。）

指定管理者（代表者）：(株)COSPAウエルネスと大阪市が締結した基本協定書の主な内容は次のとおりである（以下、本件に関する規定を抜粋）。

（指定管理者の指定）

第1条 指定管理者は、大阪市が指定管理者を当該各施設の指定管理者として指定したことを受けて、この協定並びに大阪市及び指定管理者が各年度（この協定で年度とは、4月1日から3月31日までをいう。）に締結する協定（以下「年度協定」という。）に基づき、誠実かつ公正に当該各施設の当該業務を実施しなければならない。

2 大阪市及び指定管理者は、次の各号の内容について、前項に定める年度協定として締結するものとする。

- (1) 当該業務の細目
- (2) 協定期間
- (3) 施設等の維持保全
- (4) 業務代行料の支払い
- (5) 利益配分
- (6) 業務代行料の減額等
- (7) 業務内容の変更、中止等
- (8) 障がいのある人への合理的配慮の提供
- (9) 違約金
- (10) 補則

（協定期間）

第2条 この協定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（当該業務の範囲）

第4条 当該業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) スポーツセンターの管理運営に関する事
  - (2) プールの管理運営に関する事
  - (3) トレーニング場の管理運営に関する事
  - (4) アイススケート場の管理運営に関する事
  - (5) 設備の運転監視、建物の維持保全、保安業務等に関する事
  - (6) 施設の使用許可に関する事
  - (7) 利用料金の徴収、減免及び還付に関する事
  - (8) その他大阪市が必要と認める事業
- 2 生涯スポーツの普及、振興を図るため、指定管理者は当該各施設の一般利用に影響を与えない範囲内において、各種スポーツ教室などを自主事業として実施することができる。
- 3 略
- 4 当該業務の実施について、施設等の管理運営を通じた目的の達成度合いについて検証するため、次のとおり成果目標を定める。  
各施設利用者の満足度（毎年度） 80%以上

(業務代行料の支払い)

- 第26条 大阪市は、会計年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）ごとに、その年度の当該業務に係る業務代行料を指定管理者に支払うものとする。
- 2 大阪市が当該業務の履行確認ができたときは、指定管理者は、業務代行料の支払いを請求することができる。
- 3 大阪市は、指定管理者からの書面による請求に基づき業務代行料を支払うものとする。
- 4 業務代行料の金額及び請求時期については、年度協定で定める。
- 5 大阪市がこの協定及び年度協定に定める大阪市の義務を履行しなかったことにより、指定管理者に損害が発生したときは、大阪市は、その損害を賠償するものとし、その金額は大阪市と指定管理者が協議して定める。

(利用料金等)

- 第28条 施設使用に係る利用料金（附属設備を含む。）は、体育館条例及びプール条例に定める範囲内で大阪市の承認を得て指定管理者が定める金額とし、その利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 2 前項に定めるもののほか、指定管理者が自主事業の実施により利用者から徴収する参加料等を指定管理者の収入とする。各種スポーツ教室などの参加料及び有料駐車場の使用料の額は、大阪市の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

(会計独立の原則)

- 第32条 指定管理者は、当該業務に係る会計（記録、帳票等の作成を含む。）については、指定管理者の他の事業等に係るものと区別して行わなければならない。

(業務内容の変更、中止等)

第38条 大阪市は、必要があると認める場合には、当該業務の内容を変更し、又は当該業務の一時中止を指示することができる。この場合において、年度協定に定める業務代行料の額を変更する必要があるときは、大阪市と指定管理者が協議の上、書面により変更後の額を決定する。

(補則)

第54条 この協定及び年度協定に定めのない事項については、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）及び会計規則に従うものとし、その他は必要に応じて大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

※ なお、本基本協定書には、前掲の、契約管財局が示している「基本協定書」の標準例第3条第2項及び第3項に相当する規定が存在しない。

この点について、対象所属に確認を行ったところ、前回公募時の協定書を流用したものであって、当該項目の追記及び確認ができていなかったと推測されることである。規定はないものの、毎年度、指定管理者からの次年度の事業計画書及び収支計画書の事前の提出は受けている。しかし、提出時（令和7年3月頃）は工事期間が未定であった事から、令和7年度の事業計画等において休館の影響は反映されていないとのことであった。

#### (イ) 年度協定書（令和7年度分）

指定管理者（代表者）：(株)COSPAウエルネスと大阪市が締結した年度協定書（令和7年度）の主な内容は次のとおりである。

##### A 協定書の内容（以下、本件に関する規定を抜粋）

(管理運営業務の細目)

第1条 管理運営業務の細目は、別紙仕様書に従うこととする。

2 別紙仕様書に記載のない仕様については、大阪市と指定管理者が協議して定める。

(協定期間)

第2条 この協定の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(業務代行料の支払い)

第4条 基本協定第26条第4項に定める業務代行料は、金392,527,600円（うち消費税額35,684,327円）とし、施設ごとの内訳は次のとおりとする。

天王寺スポーツセンター	金 32,289,000円
生野スポーツセンター	金 29,383,000円
城東スポーツセンター	金 39,541,000円

真田山プール 金186,190,600円  
 生野屋内プール 金105,124,000円

- 2 天王寺スポーツセンター及び真田山プールで導入しているESCO事業について、年間の光熱水費の削減額がESCO事業者の削減保証額に達しなかった場合は、大阪市からESCO事業者を支払うESCOサービス料の減額分と同額を、光熱水費の補填として第1項に定める天王寺スポーツセンター及び真田山プールの業務代行料に上乗せして支払うこととする。ただし、指定管理者の責めによりESCO事業による光熱水費の削減保証額に達しなかった場合はこの限りではない。
- 3 管理運営業務の履行確認ができた場合、大阪市は、第1項の業務代行料について、指定管理者の請求に基づき支払うものとする。なお、請求時期及び支払い金額は以下表のとおりとする。

【※下表は本件施設に関する箇所のみ抜粋】

(単位：円)

請求時期	支払い金額	
	天王寺 スポーツセンター	真田山 プール
令和7年7月	8,072,000	46,547,000
令和7年10月	8,072,000	46,547,000
令和8年1月	8,072,000	46,547,000
令和8年4月	8,073,000	46,549,600
合計	32,289,000	186,190,600

(工事に伴う休館等)

第11条 天王寺スポーツセンター及び真田山プールについては、令和7年度に大阪市が工事を実施する。指定管理者は、工事に伴う休館の影響額を大阪市へ提出するものとする。工事に伴う収支影響額の変更については、提出された影響額を基に大阪市及び指定管理者が協議のうえ決定し、別途覚書を締結し精算することとする。上記協議・精算にあたって、大阪市は必要に応じて指定管理者に対して資料の閲覧及び提出を求めることができるものとする。

(補 則)

第12条 この協定に規定するもののほか、管理運営業務等について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、基本協定の規定によるものとし、基本協定に定めのないものについては、大阪市と指定管理者が協議して定める。

B 仕様書の内容 (指定管理者の具体的な業務内容)

(「令和7年度管理運営業務仕様書」より関連箇所を抜粋)

(A) 施設の管理運営に関すること

- a 施設の経営マネジメント業務  
施設全般管理を円滑に行うよう努めること。
- b 施設の集客促進業務  
広報活動や各種事業の実施などを行い、施設への集客及び利用促進に努めること。
- c 駐車場、駐輪場の管理  
駐車場及び駐輪場において事故等が発生しないように適切な措置をとること。
- d 備品の管理  
善良な管理者たる注意義務をもって、適切に備品を管理すること。別添「備品管理台帳」参照のこと。
- e 施設の警備  
警備を実施し、防犯に努めること。
- f 防火管理  
甲種防火対象物の防火管理者を配置し、定期的に消防訓練等を実施するなど、防火管理に努めること。
- g 個人情報の管理  
大阪市個人情報保護条例及び基本協定の規定に従い、適切に個人情報を管理すること。
- h 複合施設における他施設との連絡調整業務等  
同一の建物に入居する他施設との施設管理運営に関する連絡調整を行い、別に定める覚書等に従い、共同して施設を適切に管理すること。
- i 事業報告書の作成及び提出  
基本協定に定める事業報告書を作成し、事業年度終了後2か月以内に大阪市内に提出すること。
- j わかりやすい情報発信  
ホームページによる広報など情報発信にあたっては、やさしい日本語や絵文字の使用、多言語化等により、誰もが正しい情報を得ることができるように努めること。また、危険防止や安全確保に関わる告知についても同様に、あらゆる利用者に伝わるよう対策を講じること。
- h その他施設の管理運営に関する事項

(B) スポーツセンターの管理運営に伴う業務  
略

(C) プールの管理運営に伴う業務  
略

(D) トレーニング場の管理運営に伴う業務  
略

(E) アイススケート場の管理運営に伴う業務（真田山プールのみ）  
略

(F) 建物及び設備の維持保全業務

a 建物の維持保全業務

常に建物の維持保全に留意すること。

①日常点検

「市設建築物日常点検ハンドブック（令和6年3月、大阪市都市整備局）」により、建築物の日常点検を実施すること。また、「日常管理基準表（建築）」により日常点検を実施し報告すること。

②法定点検

ア 天王寺スポーツセンター、真田山プール、城東スポーツセンター、生野スポーツセンター及び生野屋内プールについては「市設建築物定期点検マニュアル（建築基準法に定めるもの・官公法に準拠するもの）（令和6年1月、大阪市都市整備局）」により、建築基準法に基づく法定点検を実施し報告すること。

天王寺スポーツセンター及び真田山プールについては「市設建築物定期点検マニュアル（建築基準法に定めるもの・官公法に準拠するもの）（令和6年1月、大阪市都市整備局）」により、外壁全面打診を実施し報告すること。

イ 法定点検の指摘事項に対しては原則すみやかに処置すること。

b 設備の維持保全業務

電気機械設備の維持保全業務に関し、次の業務を行うこと。詳細は、別添の「電気機械設備維持管理仕様書」を参照すること。

① 電気事業法に基づく自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督にかかる業務（電気主任技術者の業務）（城東スポーツセンターは除く）

② 設備の運転監視保安業務

③ 設備・機器等の保守点検等

c 建物・設備の改修・補修・修繕等

①ー② 略

③ 改修・補修・修繕の実施

ア 不具合の発見及び大阪市への報告

指定管理者は、不具合を発見した場合は、大阪市に報告のうえ、放置して事故を発生させることのないよう、指定管理者の責任において速やかに改修・補修・修繕し、故障報告書及び完了報告書を提出すること。

イ 見積書の取得

指定管理者は、修繕を業者発注する場合、3者以上から見積もりを取ること。

但し、見積金額が10万円以下の修繕、緊急を要する修繕及び3者以上の見積もりを取得することが客観的に困難であると大阪市が認める場合についてはこの限りではない。

ウーエ 略

d 清掃・点検

常に施設の環境を良好に保つこと。

- ・ 日常清掃、定期清掃、特別清掃
- ・ 廃棄物処理（廃棄物処理法に基づき適正に処分すること）
- ・ 害虫駆除
- ・ 植栽の管理

e 複合施設における維持保全

覚書等に定めるところにより、他施設と共同して適切に維持管理を行うこと。

f 消耗品の補充等

施設運営にかかわって必要な消耗品は指定管理者において適宜補充、交換等を行うこと。（例 電球の交換など）

g 施設カルテについて

改修・補修・修繕及び各種点検等が完了した場合は、その都度施設カルテを更新すること。

(C) 施設を活用した事業の実施

- a スポーツの普及、振興を図るため、施設を活用した事業を実施すること。
- b 新たな事業の実施にあたっては、貸館事業との調整を十分行い、事業計画を事前に大阪市に提出して承認を得ること。
- c 事業にかかる参加費を参加者より徴収することができる。但し、当該使用区分にかかる施設利用料は、利用料金収入に計上すること。
- d 教室事業実施にあたっては、講師及び受講生を対象としたスポーツ傷害保険等などの傷害保険に加入すること。

ウ 本件改修工事について

<工事の概要>

天王寺スポーツセンター他1施設空調整備改修その他機械設備工事

契約日 : 令和7年2月28日

期限日 : 令和8年3月31日

工事の内容 : 衛生・空調換気設備機器更新工事一式及び1階便所改修、2・3階シャワー室改修衛生設備工事を行うもの。

<その他（対象所属の説明より）>

- ・ 経済戦略局として、本改修工事の計画を立て始めたのは令和5年度初めである。
- ・ 本改修工事の発注は、令和7年2月28日である（現場での工事の開始は令和7年10月）。

- ・ 工事に伴う休館期間について、指定管理者とは4月に入ってから打合せをしている。市民向け周知は令和7年4月から行っている。

## エ 本件改修工事に伴う休館中の業務について

本件改修工事に伴う全館休館中においては不要となる業務について、対象所属より以下のとおり説明があった。

<p>&lt;令和7年度仕様書（抜粋）&gt;</p> <p>1 施設の管理運営に関すること</p> <p>(1) 施設の経営マネジメント業務</p> <p>(2) 施設の集客促進業務</p> <p>(3) 駐車場、駐輪場の管理</p> <p>(4) 備品の管理</p> <p>(5) 施設の警備 警備を実施し、防犯に努めること。</p> <p>(6) 防火管理</p> <p>(7) 個人情報の管理</p> <p>(8) 複合施設における他施設との連絡調整業務等</p> <p>(9) 事業報告書の作成及び提出</p> <p>(10) わかりやすい情報発信</p> <p>(11) その他施設の管理運営に関する事項</p> <p>2 スポーツセンターの管理運営に伴う業務</p> <p>(1) 利用申込み</p> <p>(2) 優先利用</p> <p><del>(3) 使用許可</del></p> <p>(4) 利用料金の徴収及び還付</p> <p>(5) 利用者の受付、案内誘導、整理、安全確保</p> <p>①受付については、別記「受付改札業務仕様明細書」によること。</p>	<p>※年度協定書（令和7年度）に付随する仕様書に記載された業務内容の項目を抜粋したものを前提に、休館中は不要となる業務について対象所属により「-（取消線）」が付されたものである。）</p>
<p>&lt;受付改札業務仕様明細書（抜粋）&gt;</p> <p>1 業務内容（共通）</p> <p>① 施設の利用案内・説明を行うこと。また、必要に応じ、苦情・問い合わせに対応すること。</p> <p>以下、プールの管理運営に伴う業務、トレーニング場の管理運営に伴う業務、アイススケート場の管理運営に伴う業務（真田山プールのみ）についても同様。</p>	
<p><del>(6) 体育器具の日常点検・補修</del></p> <p><del>(7) 傷病者等の救護措置、状況報告</del></p> <p><del>(8) 利用状況の集計及び報告</del></p> <p>(9) 業務日誌の作成</p>	

(10) 自己点検の実施及び報告

3 プールの管理運営に伴う業務

- (1) 受付改札
- ~~-(2) 施設の使用許可~~
- ~~-(3) 利用料金の徴収~~
- ~~-(4) 遊泳監視、水質管理、衛生管理、傷病者の救護措置、状況報告~~
- ~~-(5) 利用者の集計及び報告~~
- (6) 業務日誌の作成
- (7) 自己点検の実施及び報告

4 トレーニング場の管理運営に伴う業務

- (1) 受付改札
- ~~-(2) トレーニング場の管理運営業務~~
- ~~-(3) 施設の使用許可~~
- ~~-(4) 利用料金の徴収~~
- ~~-(5) 利用者の集計及び報告~~
- (6) 業務日誌の作成

5 アイススケート場の管理運営に伴う業務（真田山プールのみ）

- ~~-(1) スケートリンクの組立及び解体~~
- (2) 受付改札
- ~~-(3) アイススケート場管理運営業務~~
- ~~-(4) 施設の使用許可~~
- ~~-(5) 利用料金の徴収~~
- ~~-(6) 専用使用の利用調整~~
- ~~-(7) 利用者の集計及び報告~~
- ~~-(8) 業務日誌の作成~~

7 建物及び設備の維持保全業務

(1) 建物の維持保全業務

常に建物の維持保全に留意すること。

①日常点検

「市設建築物日常点検ハンドブック（令和6年3月、大阪市都市整備局）」により、建築物の日常点検を実施すること。また、「日常管理基準表（建築）」により日常点検を実施し報告すること。

②法定点検

ア 天王寺スポーツセンター、真田山プール、城東スポーツセンター、生野スポーツセンター及び生野屋内プールについては「市設建築物定期点検マニュアル（建築基準法に定めるもの・官公法に準拠するもの）（令和6年1月、大阪市都市整備局）」により、

建築基準法に基づく法定点検を実施し報告すること。

天王寺スポーツセンター及び真田山プールについては「市設建築物定期点検マニュアル（建築基準法に定めるもの・官公法に準拠するもの）（令和6年1月、大阪市都市整備局）」により、外壁全面打診を実施し報告すること。

生野屋内プールについては「市設建築物定期点検マニュアル（建築基準法に定めるもの・官公法に準拠するもの）（令和6年1月、大阪市都市整備局）」を準用し、プール室の内壁全面打診及び目視点検を実施し報告すること。

イ 法定点検の指摘事項に対しては原則すみやかに処置すること。

## (2) 設備の維持保全業務

電気機械設備の維持保全業務に関し、次の業務を行うこと。詳細は、別添の「電気機械設備維持管理仕様書」を参照すること。

① 電気事業法に基づく自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督にかかる業務（電気主任技術者の業務）（城東スポーツセンターは除く）

② 設備の運転監視保安業務

③ 設備・機器等の保守点検等

## (3) 建物・設備の改修・補修・修繕等

### ③ 改修・補修・修繕の実施

ア 不具合の発見及び大阪市への報告

指定管理者は、不具合を発見した場合は、大阪市に報告のうえ、放置して事故を発生させることのないよう、指定管理者の責任において速やかに改修・補修・修繕し、故障報告書及び完了報告書を提出すること。

イ 見積書の取得

指定管理者は、修繕を業者発注する場合、3者以上から見積もりを取ること。

但し、見積金額が10万円以下の修繕、緊急を要する修繕及び3者以上の見積もりを取得することが客観的に困難であると大阪市が認める場合についてはこの限りではない。

## (4) 清掃・点検

常に施設の環境を良好に保つこと。

- ・日常清掃、定期清掃、特別清掃
- ・廃棄物処理（廃棄物処理法に基づき適正に処分すること）
- ・害虫駆除
- ・植栽の管理

## (5) 複合施設における維持保全

## ~~(6) 消耗品の補充等~~

## (7) 施設カルテの更新

## 8 施設を活用した事業の実施

(1) スポーツの普及、振興を図るため、施設を活用した事業を実施すること。

(2) 新たな事業の実施にあたっては、貸館事業との調整を十分行い、事業計画を事前に大阪市に提出して承認を得ること。

- (3) 事業にかかる参加費を参加者より徴収することができる。但し、当該使用区分にかかる施設利用料は、利用料金収入に計上すること。
- ~~(4) 教室事業実施にあたっては、講師及び受講生を対象としたスポーツ傷害保険等などの傷害保険に加入すること。~~

※ 上記説明は、対象所属の想定であり、これまでの間、休館中の業務内容について指定管理者との間で協議、調整等を行った事実はないとのことであった。

## オ 本件各協定に基づく業務代行料の支払いについて

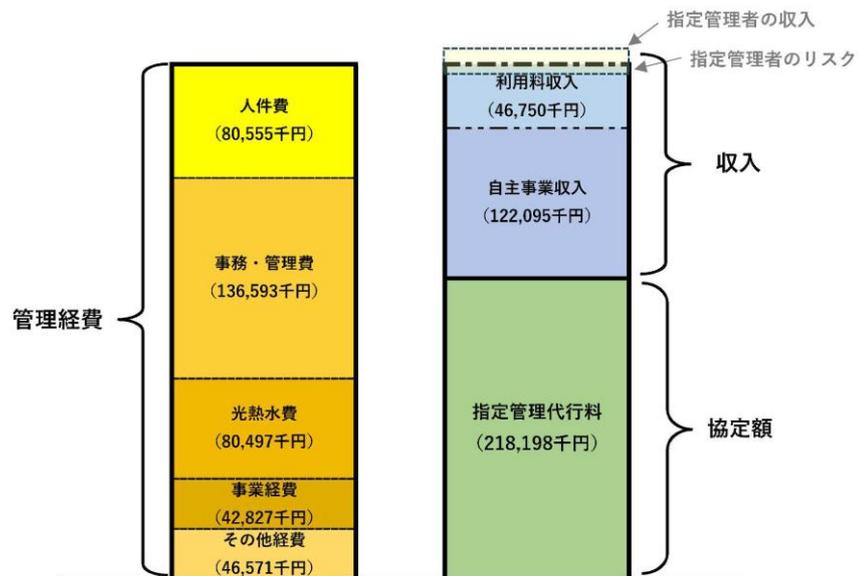
(ア) 本件における業務代行料の考え方・算出の方法

※ 主に対象所属の説明（陳述及び質問回答）から記載

A 本件施設における業務代行料の考え方

- ・ 本件施設においては「利用料金制」が導入されているが、利用料金収入のみで本件施設の管理経費の全額を賄っているものではなく、大阪市より一定額の業務代行料を支払う仕組みとなっている。業務代行料は、管理経費（人件費、管理費、光熱水費等）から収入（利用料収入、自主事業利益等）を差し引いた額にて積算している。
- ・ 業務代行料は、各年度の管理運営業務年度協定書の中で定められている。
- ・ 業務代行料の額と利用料金収入・自主事業収入の合計額が、管理経費を上回る場合、その差額は指定管理者自身の収入となり、管理経費を下回った場合の損失（リスク）は指定管理者が負担することになる。
- ・ 具体的なイメージは、下記の図1のとおり（本件施設の場合）である。

【図1】（対象所属作成・通常開館時を想定）



B 工事に伴う休館（全館）の影響の反映について

- ・ 令和7年度の業務代行料については、休館期間（令和7年10月～令和8年3月）を通じて、四半期毎の確定払いとし、休館中の工事に伴う影響額について

は、本件年度協定書第11条の規定により、協議の上で精算することとされている。

- なお、これまでの実績から、工事休館に伴い精算を行う場合には、管理経費の減少より収入金額の減少が大きくなるケースが多く、休館に際しては業務代行料が増額清算となることが想定される（来館者対応に係る人件費等の減があっても管理費、光熱水費の減は少なく、それ以上に利用料収入の減が大きい。）
- したがって、そもそも工事日程が不確定であること（工事の契約期間は令和8年3月までであるが、その範囲で、いつ工事が終了するのかが確定的ではない。）、初めから業務代行料の増額を提示すると、事業者の運営努力が反映されず、事業者においていたずらに増額清算を期待させることとなる。よって、工事に伴う休館は想定されるとしても、そのことを踏まえて予め業務代行料の額に反映させることはしていない。経済戦略局の側で予め次年度の収支計画を作成するという仕組みにもなっていない。
- 以上のことから、令和7年度の年度協定書第11条の規定により、休館中の経費実績が確定する（「影響額」が指定管理者側から提出される）ことを待った後、年度末以降、大阪市と指定管理者との間で協議をし、精算を行うこととしている。
- 指定管理者からは休館期間中も含め、業務の実施状況に関して月次報告を受けているが、要した経費の報告までは受けていない。
- 基本的には、過去の実績から、「休館に伴い、業務代行料の支出が増える」という見込みに立った前提での支出を行っているため、少なくとも当初の金額を支払うという形になっている。ひとまず、一番少ない金額で年度協定書を結んでいるという認識であり、最後の精算のところで、どれ位、支出を上積みするのかというところを協議していく、という方法となっている。
- 工事に伴う休館中の業務内容の特定に関しては、現在も工事期間中であるため、これまでの間、指定管理者との間で協議・調整等は行っていないが、前述の通り所属としては一定の想定をしている。
- 令和8年3月末に、指定管理者より、休館中の業務や今年度と昨年度の実績額（各月）の差額とその理由等に関する資料の提出を受けてから影響額の協議を行う予定である。

#### (イ) 令和7年度に係る業務代行料の支出について

##### A 履行確認の状況

- 本件基本協定書第26条及び本件年度協定書第4条において、大阪市において履行確認ができたときに、指定管理者が業務代行料の支払いを請求し、その請求に基づき、大阪市が業務代行料を支払う旨が定められている。
- 上記支出に関して適切に履行確認ができていくかについて、対象所属の説明を踏まえ、対象所属から別途提出された本件施設の令和7年度の業務に係る「業務チェックシート（実地調査）」上での業務の確認状況を確認したところ、主

として、以下の疑義が認められた。

- (A) 第2四半期（通常営業中）と第3四半期（休館中）の業務チェックシートの内容を比較したが、点検項目が同じ項目であった。
- (B) 上記の所属説明において「休館中に不要となる業務」として示されていた「消耗品の補充」「教室事業実施にあたっては…傷害保険に加入すること」の事務等について、第3四半期（休館中）の業務チェックシートに「消耗品の補充・交換」「リスクに応じた保険加入」の点検項目があり、確認結果として「○」が付されていた。

## B 支出の状況

- ・ 第3四半期（休館中）の業務の検査において、第2四半期（通常開館中）と同じ点検項目を前提に、第3四半期中の業務が全て達成されたものと評価され、年度協定書第4条所定の業務代行料が支出されていた。

### (A) 第2四半期分（7月～9月）

中間出来高年月日 令和7年9月30日

検査年月日 令和7年10月1日

請求日 令和7年10月1日

支払日 令和7年10月24日

支払額 98,130,000円（うち本件施設分54,619,000円）

### (B) 第3四半期分（10月～12月）

中間出来高年月日 令和7年12月31日

検査年月日 令和8年1月5日

請求日 令和8年1月5日

支払日 令和8年1月26日

支払額 98,130,000円（うち本件施設分54,619,000円）

※10月1日～3月31日までは改修工事のため全館（本件施設）休館

## 2 対象所属の陳述

令和8年2月26日に、監査委員が、経済戦略局理事ほか経済戦略局職員から事情聴取した。その主な内容は、次のとおりである。

（総括的な見解について）

- ・ 本件施設については、民間のノウハウを活用することで、市民サービスの向上や利用者の増加、自主事業の収入などが見込まれる「指定管理者制度」により運営を行っている。
- ・ 本件施設の業務代行料については、指定管理者の経営努力を反映することができる「利用料金制」を導入している。人件費、管理費、光熱水費等の管理経費見込み額から、利用料収入や自主事業の収入等の見込み額を差し引いた額を、年度協定の方で定め、請求に基づいて四半期ごとに支払をしている。
- ・ 工事休館中における業務代行料については、指定管理者と年度協定書を交わす段階では、休館に伴う収入及び支出への影響額が不明なため、年度協定書第11条において、指定管

理者は工事に伴う休館の影響額を大阪市へ提出するものとし、工事に伴う収支影響額の変更については、提出された影響額を基に大阪市及び指定管理者が協議の上、決定し、別途覚書を締結し精算することとすると、その精算方法の方を定めている。

- ・ 工事休館に伴う精算においては、これまでの事例を踏まえると、来館者対応等にかかる人件費の減があるものの管理経費への影響が小さい一方で、それ以上に収入減への影響が大きいため、業務代行料を追加で支払うケースが多くなっており、今回もそのようになるものと想定しているが、年度協定書に基づき、指定管理者から影響額が提出され次第、具体的な協議を行っていく。

(休館の原因となった工事の概要について)

- ・ 今回の本件施設の改修工事は、「給排水の関係の改修工事」、「プールのろ過機（プールの水を循環させるための施設の機器）の更新工事」、「空調換気設備の更新工事」の3つから成り、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの期間、本件施設を休館して行うものである。
- ・ 令和5年度当初から当局において工事の計画を立て、その後、当局から都市整備局に対して工事の発注を依頼している。発注の日付は令和7年2月28日である。
- ・ 工事が始まって以降、当局においても月1回のペースで現場での確認を行っている。
- ・ 本件施設を休館とするにあたり、令和7年4月に入ってから施設側と工事の詳細について打ち合わせを行った。また、区役所や地元の市議員を通して地域への周知も行っている。

(休館期間中における年度協定について)

- ・ 当局としては、休館期間中であっても必要となる業務として、具体的には、巡回や施設の維持管理、防犯のための業務、植栽の管理、最低限必要となる清掃業務等を想定している。また、休館中であっても、施設の設備や機械を完全に止めるわけではないので、設備の維持運転や点検、当然ながら法定点検も継続して行う必要がある。設備を動かしている以上、不具合があればその対応も必要となる。休館中でも利用者からの問い合わせはあるため、その問合せ対応など、一定こういう業務は必要だろうという見込みは立てている。
- ・ 一方で、ウエイト的には少ないかもしれないが、管理費で減少する経費、例えば光熱水費が減少するであろうとか、パートタイマーなどのスポット的な雇用の人件費の減などの見込みも立てている。
- ・ 年度当初は、指定管理者から全体の収支計画を立てて出してもらおう。当局として休館中の経費の減額と必要な経費というのは想定しているが、休館については、指定管理者の方での計画の変更という形ではなく、休館中における実際の実費が確定した段階で、指定管理者からその実費の報告が上がってくるという形をとっている。
- ・ 5年間の指定管理者の決定をする時に、当局の方で積算したものに基づいて上限額を設定し、事業者が提出した事業計画を審査している。最初に事業計画を指定管理者の方から提出してもらい、過去の事例や、上限額の範囲内かという点を含め協議して、5年間の収支計画を作成している。
- ・ それをベースとして、年度当初に年度協定書を締結する時に年度計画を作成している。

休館に伴う収入や支出の増減のところも不明なために、最初の5年間の収支計画における金額のままで、年度当初に年度協定書を締結する。

- ・ 令和5年度当初から工事の計画はあったが、予算が確定しないと工事ができるかも分からないため、いつから休館するかということについては、計画を立てて決めているわけではない。

(休館期間中における業務代行料について)

- ・ 過去の実績からすれば、支出はそれほど減少せずに収入が減少していくので、結果的に業務代行料が増額になっているというケースが多い。
- ・ 当局では、指定管理者の方で影響額が分かればその影響額を提出してもらい、それを踏まえて精算手続を進めていく。この精算の規定は年度協定には入れている。影響額が具体的にいくらになるのかというところは、大体のイメージは持っているが、事業者から示されたものが妥当なのかどうか、市としても考えた上で協議をするということになる。先に当局の方で収支計画を作成するというのではなく、指定管理者の方から実際の影響額を示してもらった上で精査、協議をするやり方になっている。
- ・ 影響額については、前年同月との比較を1つのメルクマールにし、単純に前年と比べて金額が多いか少ないかということではなく、実際に施設を開けていなければかかっている経費も協議の中で当然に確認している。前年同月との比較をベースにしながら、実際に休館によって生じた影響を個別に見ていく。これは、指定管理者制度のガイドラインなどには記載はなく、各局での判断の中で、スポーツ施設に関してはこういうやり方をしているという実情である。
- ・ 当局としては、実際には休館に伴って、収入の減少の方が大きく、事業費の減少の方が少ないので、業務代行料が増えるという経験則がある。そこで、一番少ない金額でとりあえず年度の協定書を結んでいるという認識である。そこから実際に要した経費を精査しながら、余分なお金を支払わないように精算を行っていくというような考え方である。
- ・ 指定管理者からは月次報告を受けているが、業務にかかった経費の報告までは受けていない。
- ・ 最初から休館にあたり補填するということを示すと、指定管理者が努力をしなくなる可能性があると考えている。
- ・ 予算措置に関しては、当然、積算は各施設ごとに計上するが、スポーツ施設の業務代行料の総枠の金額の中でやりくりをしている。各施設については、しっかりそれぞれ個別の協議の中で経緯は見ている。
- ・ 「事前に長期の休館が分かっているのであれば、事前にその収支計画の見直しをしておくことが、コストを下げるという観点からも一般的ではないか」という、監査委員のご指摘は当局としても理解した。

(説明責任について)

- ・ 当然、当局としても、休館に関して、どれぐらいの収支の変更があるのか、という事前の見積りは持つておかないと議論ができないのではないかとすることは、よく理解した。今のやり方であれば、大阪市が、指定管理者から言われるがままになっていると見られか

ねないことは理解した。

- ・ 今の方法は、経緯を詳しく説明しないと、一般的に理解がされないようなものになっていると考える。市民の方々から見ても分かりやすい仕組みを作っていかなければならないと、今回の監査を通じて認識した。

### 3 対象所属に対する調査

行政委員会事務局職員が、経済戦略局職員に対して調査を行った内容は、次のとおりである。

#### (1) 経済戦略局に対する、文書による質問及び回答内容について

行政委員会事務局職員が、経済戦略局職員に対して、令和8年2月13日、2月26日、3月2日、3月3日に実施した調査（質問）、及びそれに対する経済戦略局の回答内容のうち、主なものは次のとおりである。

#### ア 指定管理者の業務について

No.	質問及び回答内容	
1	質問	<p>契約管財局から入手した「令和6年4月1日を始期とする協定書標準例&lt;利用料金施設・業務代行料あり&gt;」を確認すると、「当該業務の範囲」（標準例では第3条）において「指定管理者は、毎年度市が指定する期日までに、次年度の事業計画書及び収支計画書を作成し提出しなければならない。（第2項）」「大阪市は提出された事業計画書をもとに、指定管理者と協議のうえ年度協定に当該業務細目について定めるものとする。（第3項）」という規定がありました。</p> <p>この点、本件基本協定書には同様の規定が見受けられないのですが、本件基本協定書において、上記項目を省略（削除）されたのでしょうか。その理由も含めて教えてください。</p>
	回答	<p>令和5年12月15日付けで締結している基本協定書において当該項目がない理由について、当時の担当者に確認したところ、意図的に削除したのではなく、前回公募時の協定書を流用し、当時の標準例にて追加された項目を追記したとのことであったので、当該項目の追記及び確認ができていなかったものと推測されます。</p> <p>上記の理由で当該項目が無いものの、毎年度、指定管理者から、次年度の事業計画書及び収支計画書について、事業開始までに提出されています。</p> <p>なお、令和7年度の事業計画書及び収支計画書について、提出時（令和7年3月頃）は工事期間が未定であったことから、工事休館の影響は反映されておりません。</p>
2	質問	<p>本件施設の今回の休館期間中（令和7年10月～令和8年3月）における指定管理者の業務内容について、これまでに指定管理者との間で協議・調整等（休館中の業務内容の特定に至る協議）をされたことはありますでしょうか。今後、協議・調整等をする場合は、どういった内容（書面・様式）を指定管理者と取り交わす予定でしょうか。具体例（想定）があれば、お示しください。</p>
	回答	<p>現在も工事中であり、協議・調整等はしておりません。</p> <p>今後協議等にあたっては指定管理者から以下資料の提出を受けて、影響額を協議する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕様書に記載の業務のうち、休館中に不要となる業務を明示した資料</li> <li>・ 休館中における、今年度と昨年度の実績額（各月）、その差額、差額が発生した理由を記載し</li> </ul>

	た資料
--	-----

### イ 業務代行料の定め方（年度協定書（令和7年度））について

No.	質問及び回答内容	
1	質問	本件施設に係る業務代行料の積算は、どのように行っていますか。（管理経費の内訳と、業務代行料・利用料金収入との関係性がわかるよう、お示ください。）
	回答	本件施設における業務代行料につきましては、管理経費（人件費、管理費、光熱水費等）から収入（利用料収入、自主事業利益等）を差し引いた額を積算しています。これまでの実績から工事休館に伴い精算を行う場合には、管理経費の減少より収入金額の減少が大きくなるケースが多く、休館に際しては業務代行料の増額清算となっております（来館者対応人件費の減があっても管理費、光熱水費の減は少なく、それ以上に利用料収入の減が大きい。）
2	質問	令和7年度の業務代行料（本件年度協定書第4条で定められた額）は、令和7年10月から令和8年3月までの本件施設の休館という事情を考慮したものとなっておりますか。
	回答	工事日程が不確定であること、事業者の運営努力を反映しないことから、事業者にいたずらに増額清算を期待させることとなるため、考慮したものはなっていません。
3	質問	今回の休館（令和7年10月～令和8年3月）期間を考慮した、「管理経費」、「収入」に関する見積もり、積算は事前に具体的には行われていないとの理解でよいでしょうか。
	回答	お見込みのとおりです。
4	質問	令和7年2月には改修工事に係る契約が締結されており、休館の必要性を把握されていたと思われま。年度の事業計画や、管理運営業務基本協定書第38条に基づき、業務代行料の額の変更が可能と思われますが、休館の事情を考慮しなかつた理由を教えてください。
	回答	これまでの実績から工事休館に伴い精算を行う場合には、管理経費の減少より収入金額の減少が大きくなるケースが多くなっていることから、工事日程が不確定であること、事業者の運営努力を反映しないことから、事業者にいたずらに増額清算を期待させることとなるため、あらかじめ業務代行料を増額することはせず、休館中の経費実績が確定後に協議のうえ精算を行うこととしています。

### ウ 業務代行料（令和7年10月請求分及び令和8年1月請求分）支出の適否について

No.	質問及び回答内容	
1	質問	業務代行料（令和7年10月請求分及び令和8年1月請求分）について、履行確認をどのように行ったのでしょうか。
	回答	指定管理者より月次報告（同ガイドライン様式3「業務チェックシート」）による自主点検を收受し検査を実施することで履行確認を行っています。 なお、休館中においても施設の維持管理業務は継続されるため、通常営業時と比較し業務内容が大幅に変更となることはありません。
2	質問	履行確認は、前提として「どういった業務を行ってもらうか」ということを指定管理者と双方で書面等で取り決めを行い、その取り決めた業務が行われていることを確認するものと考えております。

		<p>休館中の業務内容に基づく履行確認について、協議・調整を行っている場合、履行された業務をどのように確認するのでしょうか。また、協議・調整等を行っていない場合は、今後どのように履行された業務の確認を行う想定でしょうか。具体例（想定）があれば、お示ください。</p>
	回答	<p>事業計画に基づいて業務が実施されているかについて、地方自治法第244条の2、大阪市立体育館条例及び同施行規則、大阪市立プール条例及び同施行規則並びに契約管財局が示す「指定管理者制度の運用に係るモニタリング・評価マニュアル」に基づき、月次報告、調整会議、モニタリング（実地調査）により確認する予定です。指定管理者にどういった業務を行ってもらうかは、各条例に基づき、公告により行っています。</p>
3	質問	<p>業務代行料（令和7年10月支払分及び令和8年1月支払分）について、指定管理者から影響額は提出されましたか。また、協議は行われましたか。</p>
	回答	<p>現在も工事中であり影響額の提出はありません。 工事期間がR8.3月末までとなっていることから、3月末に協議を行う予定です。</p>
4	質問	<p>「協議」においてどのような議論がなされ、どのような結論に至ったかご教示ください。（今後行われる見込みならば、どのような協議がなされる見込みですか。）</p>
	回答	<p>工事休館に伴い、その影響額（収入及び免れた経費）がどうであったかの協議を行います。 具体的には、休館期間における収入及び支出を前年同月と比較し、その増減額について協議を行います。</p>
5	質問	<p>「休館期間における収入及び支出を前年同月と比較し、その増減額について協議を行います。」とのご回答について、「前年同月との比較を参考とし、本市の考え方に基づいて、指定管理者と協議を行う」という理解でよいでしょうか。本市の考え方を具体的に教えてください。</p>
	回答	<p>前年同月と比較し、「本市で想定する休館中でも必要である業務及び休館中に不要となる業務」と実際の影響額を勘案して、指定管理者と協議を行います。</p>
6	質問	<p>休館による影響額を踏まえた精算はいつどのような手順で行われましたか（現時点で行われていないのであればいつどのような手順で行われる見込みですか。）。</p>
	回答	<p>現在も工事中であり影響額の提出はありません。工事期間がR8.3月末までとなっていることから、3月末に協議を行う予定です。</p>
7	質問	<p>精算の内容（返還となるのか、或いは追加で支払いとなるのか）、及びその根拠をご教示ください。（現時点で行われていないのであれば、想定・見込みの内容をご教示ください。）</p>
	回答	<p>これまでの実績から推測すると、追加での支払いが必要となると思われます。</p>
8	質問	<p>精算に際し、履行確認をおこなった業務に見合った金額となっているかどうかを、どのような書面により確認していますか。（又は確認を予定していますか。）当該書面があればお示ください。</p>
	回答	<p>指定管理者から、請求書、出納関係書類など、収支の実績が分かる資料の提出を受けて確認する予定です。</p>

#### 4 関係人に対する調査

##### (1) 契約管財局あて

行政委員会事務局職員が、大阪市全体における指定管理者制度の設計、運営等を所管し

ている契約管財局職員に対し、指定管理制度の一般的ルールや、業務代行料の取扱いに関する事項等について、令和8年2月24日に質問による調査を行った。主なものは次のとおりである。

### ○ 本件における業務代行料の考え方について

No.	質問及び回答内容	
1	質問	<p>本件施設では、その運営管理に係る費用について、「利用料金制」が導入されており、経費に係る不足分について指定管理者への業務代行料の支払いが行われています。本件施設を所管する経済戦略局に確認を行ったところ、「これまでの実績から工事休館に伴い精算を行う場合には、管理経費の減少より収入金額の減少が大きくなるケースが多く、休館に際しては業務代行料の増額精算となっている（来館者対応人件費の減があっても管理費、光熱水費の減は少なく、それ以上に利用料収入の減が大きい）」とのことでした。</p> <p>このように「利用料金制」の採用とともに、業務代行料も支出されている施設において、一定の期間、全館休館の措置が採られる場合、最終的には増額精算となるケースは、大阪市における指定管理者制度の事例において、よくみられるケースなのでしょうか。（貴局において把握されている事例の範囲でご教示ください。）</p>
	回答	<p>当局において把握しておりません。</p>
2	質問	<p>本件施設に係る令和7年度の管理運営業務年度協定書では、業務代行料を四半期毎の確定払いとし（第4条）、本件施設の休館に伴う取扱いを第11条において定めております。</p> <p>上記のように休館期間を含む年度の業務代行料に関して、確定払いを採用しつつ、年度末において精算を行う方法については、大阪市における指定管理者制度の事例において、よくみられる方法なのでしょうか。（貴局において把握されている事例の範囲でご教示ください。）</p> <p>また、本年度協定書第11条の規定内容について、経済戦略局から（或いは同内容の規定を他所属から）ご相談を受けられたことがありましたら、そのご相談の内容及び貴局からのご助言等の内容をご教示ください。</p>
	回答	<p>当局において把握しておりません。</p> <p>経済戦略局から「本年度協定書第11条」の規定内容について相談を受けた記録等はございません。</p>

## 5 判断

以上のような事実関係の確認、対象所属の説明、同所属に対する調査及び関係人調査等に基づき、本件請求について次のように判断した。

本件請求に係る「請求の要旨及び理由」（第1-1）を踏まえると、請求人は、本件年度協定書において休館期間中も通常開館期間中と同額の業務代行料とされていること、休館期間中の業務代行料を支出するに際して本件年度協定書第11条の規定に定める「協議」が未だ行われていないことを、業務代行料の支出に係る違法又は不当事由として指摘し、これにより、大阪市に本件施設の休館期間中における業務代行料相当額の損害が発生していると主

張しているものと解される。

この点、本件における休館期間中の業務代行料の支出の適否を判断するにあたっては、（１）本件年度協定書において業務代行料が適切に設定されているか否か、（２）休館期間中の指定管理者の業務について適切に履行確認がなされているか否か、（３）本件年度協定書第 11 条の規定に基づく「協議」及び「精算」が適切になされているか否かを検証する必要があると解される。

そこで、以下、上記（１）、（２）、（３）につき、それぞれ検証を行った。

なお、大阪市に係る住民監査請求は大阪市の行った財務会計上の行為を対象とするものであるから（地方自治法第 242 条第 1 項）、本件請求において請求人の求める措置の内容のうち、私企業である指定管理者に対して損害の回復を求める部分については、本監査の対象外とした。

#### **（１）本件年度協定書において業務代行料が適切に設定されているか**

請求人は、本件年度協定書において、休館期間中であっても通常開館時と同額の業務代行料が設定されている旨主張するが、これは、休館に伴い、施設の維持管理に係る費用は減少するはずであるところ、通常開館時と同額の業務代行料を支出することは過大な支出であり、違法又は不当である旨を主張するものと解される。

そこで、本件施設における業務代行料の考え方を踏まえ、本件年度協定書における業務代行料の設定が適切であったか否かについて、検証した。

##### **ア 本件施設における業務代行料の考え方について**

本件施設は、大阪市（経済戦略局）が設置する施設であり、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定管理者による管理が行われている施設である（大阪市立体育館条例第 10 条、大阪市立プール条例第 9 条）。

また、指定管理者による管理が行われている施設においては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定により、施設の利用に係る料金を指定管理者の収入とする「利用料金制」を導入することができることとされている。本件施設においても「利用料金制」が導入されており（大阪市立体育館条例第 9 条第 1 項、大阪市立プール条例第 8 条第 1 項）、施設の利用料金及び指定管理者の自主事業の実施による収入等を指定管理者の収入とし、これらの収入と大阪市より指定管理者宛てに支出する業務代行料により、施設の管理経費等を賄うこととされている。

なお、利用料金収入・自主事業収入と業務代行料の額との合計額が、管理経費を上回る場合、その差額は指定管理者自身の収入となり、管理経費を下回った場合の損失（リスク）は指定管理者が負担することになる。

これらの仕組みの詳細については、前掲（１）（２）（オ）のとおりである。

##### **イ 休館期間中の業務代行料が減額となっていない点について**

上記アで述べた本件施設に係る業務代行料の考え方からすれば、本件施設の全館休館に伴い、施設の管理費用として充てられるはずの利用料金収入等が減少する以上、休館期間中であっても、必ずしも業務代行料を減額することになるものとは限らず、休館期間中における具体的な収支の状況によっては、通常開館時の業務代行料と同額になることもあれば、増額となることも考えられる。

よって、本件施設の休館期間中の業務代行料が、通常開館時の業務代行料と同額に設定されているという取扱いは、直ちに違法又は不当となるものではない。

#### ウ 業務代行料の設定に係る課題について

大阪市契約管財局が発出している、大阪市の指定管理者制度に係る基本的な取扱いを定めた「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」によれば、指定管理者が実施する具体的な業務の細目に関しては、大阪市と指定管理者との間で協定を締結して定めておくこととされており、その協定については、本件のように令和6年4月1日を始期とするものについては、複数年度の管理期間（本件では5年間）を通じての業務細目等を定める「基本協定書」と、年度毎の業務細目等を定める「年度協定書」を締結することとされている。

また、大阪市契約管財局が発出している、これらの協定書の標準例の規定（基本協定書の標準例「利用料金施設・業務代行料有り」第3条第2項及び同条第3項）の内容に照らせば、大阪市における一般的な取扱いとして、そもそも指定管理者には、所定の期日までに次年度の事業計画書・収支計画書を大阪市に提出することが求められ、大阪市は、その提出された各計画書を基に、次年度の業務の詳細を協議し、その協議の結果を反映させた「年度協定書」を締結することが求められているものと解される。

これらのことから、大阪市における指定管理者制度においては、その管理運営において、複数年度にわたる一括した指定管理期間を想定しつつも、年度毎の実情を反映させた業務の細目等を、年度協定書において定めることを想定しているものと解される。

この点、対象所属の説明等によれば、本件において、大阪市は、少なくとも令和7年度の「年度協定書」の締結前に、全館休館を伴う工事の実施を想定していたにもかかわらず、指定管理者に対してその休館を想定した事業計画書及び収支計画書の作成及び提出を求めず、指定管理者との協議も行わなかった結果、休館中の業務の内容についての特定が行われていなかったと認められる。

さらに、本件施設の休館中の業務代行料について、過去の実績から業務代行料が増額になるものと想定し、最低限の金額であるとの認識で通常開館時と同額の業務代行料を設定していたものと認められる。

しかしながら、大阪市としては、半年間にわたる休館という、通常とは異なる取扱いを事前に把握している以上、その旨を反映させた令和7年度の事業計画書等の提出を指定管理者に対して求め、その提出された事業計画書等の内容を前提に、休館期間中の業務を含む令和7年度の業務の細目を定めた「年度協定書」を締結しておくべきであったのであり、そうでなければ、指定管理者に対して適切な業務を行わせることができず、

不要な業務に対する不要な経費が生じるリスクがあったと言うべきである。

また、利用料金制を導入している本件施設においては、休館期間中であっても、具体的な収支の状況により、業務代行料の増減のいずれもが考えられることから、通常開館時と同額の業務代行料が最低限の金額になるとは限らない。

よって、令和7年度の「年度協定書」の締結前に、既に予期していた休館に伴う、指定管理者の業務の増減や、これに伴う業務代行料への影響額に関して、事前の事業計画書等への反映を求めず、また、何らの協議を行わなかったという大阪市の事務の進め方は、業務の実情に相応しない過大な業務代行料の支出につながる可能性を否定できず、不当なものであったと言わざるを得ない。

## (2) 休館期間中の指定管理者の業務について適切に履行確認がなされたか

本件において業務代行料を支出するにあたっては、大阪市により、指定管理者が当該期間における所定の業務を履行したことが適切に確認されることが必要になる（本件基本協定書第26条第2項及び第3項、本件年度協定書第4条第3項）。

そこで、以下、本件施設に係る令和7年度第3四半期（令和7年10月から同年12月まで）の業務代行料の支出に関し、その前提として、大阪市（対象所属）による適切な履行確認がなされたのかを検証した。

既述のとおり、本件基本協定書第26条及び本件年度協定書第4条の規定等によれば、本件施設に係る業務代行料の支出については、管理運営業務の履行確認ができた場合において、大阪市が指定管理者の請求に基づき支払いを行うこととされている。

よって、本件年度協定書第4条の規定による業務代行料の支出、及び本件年度協定書第11条の規定による本件工事による休館の影響額に係る精算の前提として、四半期毎の業務を指定管理者との間で正確に特定し、その特定した業務が当該期間中に履行されたのかを大阪市として適切に確認、検査を行う必要があり、これらの業務の特定並びに履行確認が適切に行われなければ、不要な業務、或いは履行されていない業務に対して過分に業務代行料が支出されるおそれがあるものと解される。

そこで、請求人も指摘する、本件施設の休館期間中に当たる令和7年度第3四半期分の業務代行料の支出について、まずは、休館期間中に指定管理者が実施すべき業務の特定が適切になされているのかの確認を行ったところ、休館期間中の業務の内容について、これまでの間に指定管理者との間で協議、調整等を行ったという事実は認められなかった。

しかしながら、今回の監査において、対象所属から、休館期間中の業務内容についての一定の説明があったため、休館期間中の業務に係る履行確認が適切に行われているかについて、当該説明の内容と、対象所属から提出を受けた休館期間中を含む令和7年度の業務チェックシート（指定管理者の作成によるもの）の内容とを照合して確認したところ、休館期間中である令和7年度第3四半期の業務チェックシート上の「点検項目」について、通常開館中である令和7年度第2四半期の内容と同じであった他、対象所属がその説明において「休館中は不要となる業務」としていた業務（「消耗品の補充」等）であるにもか

かわらず、その業務の「確認結果」として「○」が付されており、大阪市による検査においても、その点の疑義について確認を行った形跡がないまま、当該「確認結果」により業務の履行が完遂されたものと評価されていることが認められた。

よって、少なくとも、令和7年度第3四半期分（休館中）の業務代行料の支出に関してなされた大阪市による履行確認は、不要な業務代行料の支出につながる可能性を否定できず、不当なものであったと言わざるを得ない。

### **(3) 本件年度協定書第11条の規定に基づく「協議」及び「精算」が適切になされたか**

本件年度協定書の規定及び対象所属の説明等によれば、令和7年度の本件施設に係る業務代行料の支出については、本件年度協定書第4条の規定に基づき、休館期間も含めて通常開館時と同等の額にて四半期毎の確定払いにより支払いを行い、その上で、同協定書第11条の規定に基づき、指定管理者との間で、休館に伴う業務代行料への影響額について「協議」をし、別途「精算」を行うとのことであり、同条の規定に基づく「協議」及び「精算」は未だ行っておらず、年度末における令和7年度の業務実績の確定を待って行うとのことであった。

この点、本件年度協定書11条においては、特段「協議」及び「精算」の時期が明示されていないことから、本件請求時点で同条の規定に基づく「協議」及び「精算」がおこなわれていないとしても、同条の規定に違反するものではない。

よって、本件請求時点で、本件年度協定書第11条の規定に基づく「協議」が行われていないとしても、その取扱いが直ちに違法又は不当であるとまでは言えない。

## **6 結論**

以上のとおり、本件施設における休館期間中の業務代行料の支出については、今後、令和7年度末の業務実績の確定の後に「精算」が行われるとのことであるから、現段階では、大阪市に損害が生じていると認めるには至らない。

よって、本件において、支出済みの休館期間中における業務代行料相当額の返還を認めることはできない。

しかしながら、本件においては、大阪市の指定管理者に対する業務代行料の支出の前提として、これまでの間、指定管理者との間で休館期間中の取扱いに係る協議、調整等が行われておらず、その結果、休館期間中の業務が特定されないまま指定管理者による業務が履行され、かつ、当該業務に対して適切な履行確認がなされていなかった。これらの事務の進め方は、大阪市に過大な支出をもたらすおそれがあるという点において、不当な事務処理であったと言わざるを得ない。

よって、休館期間中の業務代行料の支出にあたり、大阪市と指定管理者との間での協議の形跡がみられないとする点において、本件請求には一部理由がある。

については、地方自治法第 242 条第 5 項の規定により、次のとおり勧告する。

## 勧告

市長は、令和 8 年 5 月末日までに次の措置を講じるよう、勧告する。

本件施設に係る令和 7 年度の指定管理者による業務は既に終了時期を迎えており、今から事前の協議、調整等を行うことは不可能であるため、市長は、第 4 四半期分の業務代行料の支払いに際し、当該期間中の業務の内容を双方で特定し、適切に履行確認を行うこと。

また、本件年度協定書第 11 条の規定に基づく令和 7 年度の業務代行料の精算に際しても、本件施設の休館中に指定管理者が行った業務の内容を双方で改めて確認した上で、業務の内容に見合った業務代行料を支払うこと。

そして、これらに係る協議内容及び結果について記録に残すこと。

本件請求に係る監査の結果は上述のとおりであるが、今後の事務にあたり留意すべき点等について以下のとおり付言する。

### (意見)

本件施設に係る、指定管理者に対する休館期間中の業務代行料の支出については、前述のとおり、不当な事務処理が確認されたところである。

そこで、大阪市における指定管理者制度が適切に運用されるためにも、本件施設にとどまらず、対象所属が所管する他の同様の施設について、今後、以下の点を踏まえて適切な維持管理を行うようにされたい。

#### 1 指定管理者との間で締結される協定書での業務代行料の設定について

本件施設を含め、今後、対象所属が所管する施設に関して、指定管理者制度に係る協定書を締結するにあたっては、契約管財局が示しているその時点で有効な標準例の規定を参照し、その趣旨を踏まえた上で、当該施設の管理運営に必要となる事項を漏れなく当該協定書に規定しておくべきである。

今後、同様に、対象所属が所管する施設において、年度協定書の締結前に工事に伴う休館が見込まれる場合には、前年度において、施設の実情（休館）を反映させた事業計画書、収支計画書を着実に指定管理者に提出させ、その内容を十分に協議して休館中の業務内容を特定するとともに、業務代行料が過分となっていないことを確認した上で適切に設定されるべきである。

また、年度協定書の締結後に工事に伴う休館の必要性を把握した場合にも、その時点で速やかに指定管理者との間で協議を行うべきである。

そして、これらに係る協議内容及び結果については、明確に記録に残す必要がある。

#### 2 指定管理者に対する管理監督について

地方自治法第 244 条の 2 第 10 項は、普通地方公共団体の長において、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる旨を規定している。

上記規定に照らせば、大阪市は、適宜、指定管理者との間で情報を共有する機会を設け、休館中の業務や具体的な収支の状況等について把握することにより、業務に見合った適切な業務代行料の設定を含め、施設の適正な管理を期するよう、設置者として必要に応じた監督を行うことが求められると解される。

したがって、本件施設を含め、同様の施設において、特に長期の休館という、通常とは異なる取扱いの中で業務代行料を精算するにあたっては、休館中に、当該期間中の業務や収支への影響について適宜指定管理者に対して情報の提供を求めた上で、実地で休館中の業務の状況も確認する等、休館時の施設の実情を把握されたい。

## 【関係法令】

### 1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）【抜粋】

（住民監査請求）

第 242 条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2-11 略

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 略